

南郊中学校 部活動基本方針

津市立南郊中学校

令和4年4月8日

1. 目標

- ①個性を伸ばし、健全な心身の育成に努める。
- ②豊かな教養や趣味、特技を養う。
- ③集団の一員としての望ましい資質や態度を身につける。

2. 指導方針

- ①様々な体験を通して根気強く、継続して活動できるように指導する。
- ②学習と部活動の両立ができるように指導する。
- ③顧問、担任、家庭との連絡を密にして、相互に協力する。
- ④顧問は技術指導だけでなく、礼儀やマナー等の指導にも力を入れる。そして部員とのコミュニケーションを大切にして、部活動全体を掌握し、部員が自主性をもって部活動に参加・運営できるように支援する。
- ⑤各種大会や発表会など対外的な活動にも参加して、部員の経験や視野を広げる。

3. 活動について

- ①平日、放課後の活動終了時刻は、季節によって考慮する。また終了時刻の20分後を完全下校時刻とする。

4月 1日～9月22日・・・・・・放課後～17：40（18：00）

※夏季休業中は ～17：15（17：35）

9月23日～10月15日・・・・・・放課後～17：10（17：30）

10月16日～11月 1日・・・・・・放課後～16：50（17：10）

11月 2日～11月15日・・・・・・放課後～16：40（17：00）

11月16日～12月28日・・・・・・放課後～16：30（16：50）

1月 4日～ 1月31日・・・・・・放課後～16：50（17：10）

2月 1日～ 3月31日・・・・・・放課後～17：10（17：30）

※秋から冬にかけては、日没の時間に合わせて微調整する。

※職員会議や研修会等は、ノークラブデーとする。

※ノークラブデーの日は、朝練習も中止する。

- ②活動時間は、平日2時間程度とする。週休日（土曜日・日曜日）及び休日（長期休業日を含む）に活動する場合は、3時間程度とする。大会や練習試合等により、校長に承認を得て活動時間を延長する場合がある。

- ・移動、準備、片付けは、活動時間に含まない。
- ・休憩時間は、活動時間に含める。
- ・朝練習は、2時間の活動時間に含めない。

- ③朝練習は顧問付き添いのもとに活動を認める。(8:10まで)
 - ・朝の短学活に遅刻をしないように活動を終了する。
 - ・朝食を食べてくるように指導する。
- ④週休日(土曜日・日曜日)及び休日(長期休業日を含む)の活動は、必ず顧問付き添いのもとで行う。
- ⑤1週間のうち、2日は休養日に設定する(うち1日は、土曜日または日曜日とする)。
 - ・やむを得ず土曜日または日曜日に休養日が設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として、同一月内の土曜日または日曜日に振り替えて休養日を設定する。ただし、大会参加による場合は、平日に振り替えることもある。
 - ・3連休の場合は、3日のうち1日を休みとする。
- ⑥中間・期末・学年末テストの1週間前から活動を中止する(朝練習も同じ)。ただし、テスト後やテスト期間中に県市町協会・連盟主催の大会や地域行事を控えている場合に限り、顧問が朝の打ち合わせで許可を得て、放課後1時間程度の活動を認める(保護者の許可を必ず得る)。
- ⑦グラウンド、体育館とも、顧問間で使用する曜日や範囲などを相談して決定する。
- ⑧安全に十分配慮した活動を行う。顧問がつけない時は、特に配慮した練習計画をたてる。
- ⑨活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高湿・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行うとともに、適度に休養を入れ、熱中症等に注意する。
- ⑩朝練習・休日練習の際は、生徒に鍵を渡すのはその部の顧問が責任を持って渡す。

4. 入部について

- ①本人の意思を尊重する。
- ②2・3年生は、学年の始めに再入部届に必要事項を記入して各担任に提出(担任は名簿に記録)し、その後各顧問が確認する。4月8日(金)×切
- ③1年生は、4月15日(月)～4月26日(火)までの完全下校は17:00とする。原則として土日・朝練習の活動への参加はなし。キャプテン・部長会議でキャプテン・部長には自覚させ、1年生の活動の決まりを各部で徹底させる。別に日を定めて入部届の提出を持って正式入部とする。入部届に必要事項を記入して各担任に提出(名簿に記録)し、その後各顧問が確認する。
(本年度は見学及び練習への参加開始を4月15日(月)からとし、入部届の提出期間を4月25日(月)～27日(水)とする。)

5. 退部について

- ①顧問や担任が協力して相談にのり、本人、保護者の意志をきちんと確認する。
- ②生徒は、退部届に必要事項を記入して提出する。顧問、担任は印を押す。

6. 部活動における校区外での活動場所への移動について

- ①原則教員引率のもと、全員で移動する。
- ②できるだけ公共交通機関を利用する。
 - ・校区内の駅やバス停を出発地とする。近鉄久居駅や南が丘駅を出発地とする場合、駅までの移動は複数で行くか、保護者が移送する。
 - ・引率教員は生徒とともに公共交通機関を利用する(近鉄の場合15名以上であれば3割引の団体

割引を利用できるが、その場合引率教員が必要となる。荷物の持ち運び等で同乗引率が不可能な場合は、出発地・到着地で教員が参加生徒の確認をする)。

③自転車で移動する場合は学校で集合し、教員が参加生徒を確認してから移動する。

- ・校区内の安全で都合がよい場所に集合をして移動してもよい。その場合、集合場所で教員が参加生徒の確認をする。
- ・活動場所が校区の近隣で、やむを得ず現地集合する場合は、事前に教員が確認をして複数で移動するなど、安全に留意する。
- ・必ずヘルメットを着用する。

④やむを得ない場合は、保護者の車等で移動してもよい。

- ・引率教員は事故のないように、同行する保護者にも協力を依頼する。
- ・保護者の車等で移動する可能性がある部は、保護者会等で保護者の承諾を得る。

⑤復路についても往路と同様とする。

⑥その他、特別な移送が必要な場合は、必ず校長と相談する。

7. 3年生の引退後と卒業後の部活動参加について

<引退後>

- ・原則参加できない。
- ・進路が決定し、スポーツ・文化関係で高校に進学し、進学後も部活動をする事が決定している生徒で、事前に顧問の許可を得た生徒は参加してもよい。

<卒業後>

(平日)

- ・原則参加できない。
- ・進路が決定し、スポーツ・文化関係で高校に進学し、進学後も部活動をする事が決定している生徒で、事前に顧問の許可を得た生徒は参加してもよい。

(休日)

- ・進路が決定した生徒で、事前に顧問の許可を得た生徒は参加してもよい。

8. コロナウイルスへの対応について

- ・部活動に参加する生徒等による日常的な検温や体調管理などの健康観察を行い、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。
- ・用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用する。運動時は身体へのリスクを考慮し、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外してもよいとする。また、生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、場合によっては、マスクを外して休憩するよう指導する。
- ・部室、更衣室、等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、多人数に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- ・部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。

- ・身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- ・用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- ・大会等の参加に当たっては、主催者より示された感染防止対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を徹底して参加できることとする。

9. その他

- ①活動時の服装は、制服か体育時の服装を原則とするが、それに代わるものとして白のワンポイントＴシャツは認める。また、各部で統一した服装や顧問が許可した服装も認める。
- ②活動時の服装での朝練習への登校、活動終了後の下校を認める。
- ③部員の更衣については部室を使用するものとするが、教室の使用も認める。
- ④短縮日課時の昼食は原則として部員を一度帰宅させ、昼食をすませてから再登校させる。ただし、活動の事情によって顧問が許可をした部のみ、指定された場所での食事を認める（外で購入して学校で食べることは禁止）。
- ⑤スポーツドリンクについては、大会、練習試合、休日の練習については認めるが、平日や短縮日課時は認めない（ただし、顧問の許可がある場合は認める）。
- ⑥部活終了後の下校時での買い食いは認めない（休日も含む）。
- ⑦携帯電話の使用は認めない（休日も含む）。ただし、校外への活動にともない必要なときなどは顧問が判断する。
- ⑧休日のスリッパ登校も認めない。
- ⑨休日の活動において、不在における生徒のみの活動は禁止とする。ただし、県が認める部活動指導員が指導を行う場合は顧問不在でも活動を行ってもよい。
- ⑩再登校時の自転車の使用は認めるが、ヘルメットの着用を促す。
- ⑪平日の下校時刻では、教員全員で下校指導を行う。
- ⑫部活集会（全部活対象）を４月２７日（水）に開催する（体育館の割り振り等の都合で、別日に実施してもよい）。保護者向けの懇談会は各部の判断で行う。
- ⑬連絡網の取り扱いに十分注意をする。※生徒とのＳＮＳを利用した連絡は原則禁止
- ⑭部費の徴収や遠征・合宿などの会計報告は速やかに行う。
- ⑮生徒数減にともなう部の削減は、２年連続で入部が見込めない場合や、１年でも活動が著しく困難な人数になった場合に検討する（別紙部活動設置基準に拠る）。